

第1回 釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会

日 時 平成16年7月14日(水) 午前10時から

場 所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

出席者(12名)

委員長 村田 仁美

副委員長 草島 守之

委 員 矢野 忠治

小笠原 和子

松岡 尚幸

角田 精

山下 恵子

森田 正男

武藤 浩史

山田 忠孝

七里 信三

荻原 秀一

## 1 . 開会

事務局：皆様、こんにちは、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、「第1回釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会」を開催させていただきます。本日は、第1回の会議開催のため、会議の議長となる正副委員長が決まっておりませんので、決定されるまでの間、私の方で議事を進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。また、これからの司会進行につきましては、着席したままとさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

## 2 . 委員紹介

事務局： それでは、本日が第1回目ということですので、既に顔なじみの皆さんも多いことかと存じますが、会議次第に入ります前に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、この会議につきましては議事録作成の関係から、委員の皆様のご発言につきましては録音させていただきます。事務局でマイクをお持ちしますので、マイクをお使いいただき自己紹介くださるようお願い申し上げます。

矢野委員：皆様、おはようございます。ご紹介いただきました5号委員の釧路市選出の矢野忠治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

小笠原委員：おはようございます。釧路市の小笠原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松岡委員：おはようございます。阿寒町選出の松岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

角田委員：阿寒町の角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

山下委員：阿寒町の山下恵子です。よろしくお願いいたします。大平トシエさんよりバトンタッチしましたのでよろしくお願いいたします。

村田委員：白糠町の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

森田委員：5号委員として白糠町から出て参りました森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

武藤委員：白糠町の武藤です。よろしくお願いいたします。

山田委員：音別町の山田です。よろしくお願いいたします。

七 里 委 員： 音別町選出委員の七里です。よろしくお願いします。

荻 原 委 員： 音別町選出委員の荻原です。よろしくお願いします。

事 務 局： どうもありがとうございました。その他に先ほど、遅れるというご連絡をいただきました釧路市の草島委員がメンバーになってございます。  
また協議に関係する関係部会の正副部長に出席していただいておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 . 正副委員長の選任

事 務 局： それでは会議次第に基づき進行させていただきます。会議次第1「委員長及び副委員長の選任」の件でございます。資料の2ページをお開きください。  
委員長、副委員長の選任につきましては、小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づきまして、委員皆さんの互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

森 田 委 員： 事務局に案がございましたらお願いしたいと思います。

事 務 局： ただ今、事務局案というお話をいただきました。事務局でご提案をさせていただきますようお願いいたします。

(「異議なし。」の声)

事 務 局： ありがとうございます。それでは、委員長につきましては、白糠町の村田委員、副委員長につきましては、釧路市の草島委員をご提案させていただきますと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声)

事 務 局： 村田委員長には、お席を移動の上、ご挨拶をお願いするとともに、会議の議長につきましては、小委員会設置規程第5条第1項の規定によりまして委員長が当たることとなっております。これからの進行についてよろしくお願いいたします。

村 田 議 長： 4市町村の合併協議会が再スタートということでございますが、改めて住民生活小委員会のメンバーは6市町村時に引き続きほとんど再任で出ておられます。副委員長の草島委員は、別の会議に出席しており、そちらが終わり次第出席いただけるということでございます。前回6市町村の時の噂を聞きますと、住民生活小委員会の委員長が少し仕切りすぎるのではないかという

声がございました。ある程度限られた時間の中で進行していかななくてはならない中、やむを得ないものと思っていたところもありましたが、私自身も認識しておりますので、今後ともよろしく申し上げます。6市町村の時は必ずしも100%合併に向かって進むという気持ちは、それぞれ委員の中でも差があったかと思えます。しかしながら今度は来年合併するという事で協議が進みますので、今までの場合とは違った考え方で進めていかななくてはならないと考えてございます。ある程度軽微な問題につきましては、6市町村で協議をしてきたこともありますので、基本的には6市町村時の調整方針を参考にしていきますが、中には6市町村の時と違った角度で考えていかななくてはならないものもあろうかと思えます。本日は2時間という時間を設定していますが、2時間の中で議論できない問題については、次回の委員会に先送りをしながら委員会を重ねていく考え方で進めて参りたいと思えます。合併してしまってからあの項目を議論しなかったということのないように、それぞれ住民の代表として出席されている委員の皆様方ですので、できるだけ慎重に進めて参りたいと思っておりますので、お願い申し上げます。副委員長が到着しましたので、ご挨拶をお願いします。

草島 副議長： 皆さん、おはようございます。副委員長といたしまして限られた時間でございますけれども、中身の濃い論議の中で委員長も申し上げましたようにきちんとした体制づくりに向けまして、私も努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

村田 議長： それでは、規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は、総数12名の内12名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。

続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、阿寒町の松岡尚幸委員、白糠町の森田正男委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

会議の冒頭に事務局からお話ございましたが、この会議につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

## 4 . 確認事項

村田 議長： それでは、早速議事に入りたいと思えますが、はじめに確認事項(1)「小委員会の役割について」事務局より説明願います。

事務局： それでは、確認事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。はじめに事前に配布させていただいた「住民生活小委員会第1回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案」、「別紙4 合併協定項目一覧表」、さらに本日も配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、「別紙3 所管専門部会変更項目一覧表」でございます。なお、「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」でございますが、本小委員会、全体協議会にてご審議をいただく「調整方針修正案」、「協定書整理案」の提案日、承認日の経過をご覧いただくものでございます。

また、「別紙3 所管専門部会変更項目一覧表」につきましては、6市町村合併協議会において事務局が当初協議を依頼した項目の所管専門部会を変更した一覧でございます。ご審議をいただく小委員会の変更が伴うものではありませんが、所管する専門部会の変更一覧としてご覧いただくものでございます。本日の資料について、よろしいでしょうか。

それでは、確認事項の説明に入らせていただきます。会議資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。確認事項(1)「小委員会の役割について」であります。本小委員会の担任する事項につきましては小委員会設置規程第2条で「協議会から付託された事項についての調査及び審議をする」となっており、その具体的内容は、別表にありますように「国民健康保険事業、戸籍、地方税、環境衛生事業の取扱いなど住民生活に関する事項」となっております。

釧路地域4市町合併協議会は、7月7日に開催された第1回合併協議会でお諮りした事業計画あるいは全体スケジュールが示すように、合併特例法の期限内に所定の手続きを終わらせたいとしているところであり、本委員会はそれに合わせた日程で、調整方針修正案のご審議、合併協定書整理案のご審議をいただく予定でございます。

村田議長： ただ今、事務局から「小委員会の役割について」の説明がありました。国民健康保険事業、戸籍、地方税、環境衛生事業の取扱いなど、住民生活に関する事項という説明であります。ご質問、ご意見はございませんか。基本的に私達の対場というのは、独人制ということで考えてよいのか、もしくは各市町村から出ている委員はそれぞれの市町の合議制という立場を取るべきなのか、その辺の身分というのは、今、日本全国で合併協議を進めていく上で、小委員会でも協議会でもよいですが、ある1つの見解について町村が違う人達で対立があったということは構わないと思いますが、同一町村から出ている委員が1つの事項について意見が分かれた時に、この委員が独人制であれば構わないのですが、少なくともそれぞれの町村である程度の部分は事前に調整、学習をしながらこの委員会に臨んで、せめて対立する内容については同一市町の委員は歩調を取った形でこの場に臨むべきかが明確でない感じがしますがいかがでしょうか。

事務局： 協議をする前段に、各市町において事前の勉強会という形で委員の皆さん

が集まって勉強されている事例がございます。同じ地域に住む皆さん方として、かなり共通の問題意識があるかと思えます。そういう意味から、事前の勉強会なども含めてそれぞれのまちの委員の意見が比較的同じ方向性ではないかと思えますが、ただ、最終的には皆さんが学識経験等ある中でご発言いただく形になろうかと思えます。そういったケースが同じ市町の中であつたとしましても、意見の違いをこの委員会の中で表明されることは、1つのご見識としてあるのではないかと考えてございます。

村田議長：各市町では事前に統一した考え方、もしくは小委員会に所属する方が担当の職員と意見交換をされてこの会議に臨まれておりますでしょうか。この小委員会を取りましても事前に勉強しているのは、今調べてみますと白糠町と阿寒町だけですから、この辺は事務局の方で4市町とも事前に小委員会に臨む前にそういった作業は統一してやっていただかないと、この委員会が事務局で提案するかなりの項目の検討事項を2時間の会議の中で、形式的に決めてしまうような会議であれば、後々いかがなものかと私は6市町村の時を振り返ってみて考えます。各市町が問題意識を持って自分達の将来が合併することによってどの点が今よりも負担が大きくなって、またどのような有利な点が出てくるのか十分把握しなければならなりませんから、8つの小委員会に対して各市町で事前に打合せしてこなくてもよいものであれば、それでよいですが、出来れば時間をとって事前に各小委員会の前に各市町で検討して意見を一致させて臨んで欲しいと思えます。もしくはあくまでも、独人制でもなければ合議制でもないの、見識を持った方々を委員に選出しているのですから、統一されない意見を小委員会で述べられても結構ですが、やはり出来るだけ各市町の意見をまとめて欲しいと思えます。後ほど事務局内で検討してください。

森田委員：例えば、白糠町が行っているこれまでのお話の中では、説明会や研修会という名目で行っております。あくまでも白糠町の合併協議会の会議ではないという押さえ方を白糠町の理事者は考えていると思えます。従ってまとめる必要はないと思えます。私の個人的な意見としては、あまり先走らない方がよいと思えます。

武藤委員：白糠の場合は小委員会で分らないところがあると、どういう問題点があるかといったことを他の委員にも分かるように勉強会を行っております。意見調整までは行いませんが、勉強をしていく中である程度の認識を持てばそれぞれの意見がまとまるのではないかという感じはしております。強制的にまとめる必要はもろくないと思えますが、今回の1回目の住民生活小委員会の事前配布資料を見せていただいた段階で、少し問題があるのではないかと思いました。それは別紙2の内容を見ていきますと、もちろん文言が一部変わるだけの項目が多いですが、それだけではどうしても分らない部分がありまして、調整内容だけ書いてありますが、大項目から細項目まで書いてある

中で細項目の内容が6市町村時の時は何だったのかということが思い出せません。前に配った資料を見て欲しいと言われるとそれまでですが、それでは我々としては時間的に余裕がございませんし、出来れば事務局の方で細項目の中でこういうことがあったということを簡単なものでもよいので、資料として付けていただけないものかと思えます。

それから、白糠の委員の場合は引き継いでいるのですが、他のまちで新しい委員がおられますが、6市町村の時にどういう協議をしたかということは我々以上には分らないと思えます。我々ですらこれを見てどうだったかという感じを持ちますので、新しい委員に対しては失礼ではないかと思えますがその辺はどういうふうに考えていますか。そしてどのような資料を準備していただけるのでしょうか。

事務局： 今日以降の委員会でご協議していただく資料は、必ず事前配布させていただきたいと思っておりますので、それをご覧いただくこととなります。その上でただ今のご指摘のことをございます、事務局としましては6市町村から4市町の委員になられた方につきましては、現況調書をお持ちだろうと思えますので、それを参考にさせていただくというのが第1点です。新しい委員になられた方につきましても、現況調書は関係委員会分につきましては事前に送らせていただきました。ただ、そこで項目番号は変えておりませんので、その項目番号の大中小細項目の番号を見ていただくことによって、小委員会でご提案する修正内容の項目と平成13年度当時でございますけれども、制度の現況という点ではご覧になっていただくことをお願いしたいと考えております。

協議経過の件でございますが、会議録が公開されている関係がございます。ただその中でどの部分を読めばよいのか、また、第何回の委員会の議論が該当する項目だったのかという点では、非常にボリュームのある会議録でしたのでそれを読んでくださいと申し上げることは申し訳ないと思う反面、できることならお読みになっていただければと思っております。

村田議長： 武藤委員の言った内容につきまして、資料を付けるということになると、膨大な作業になることが想定されますので、その中でこれはどうだったかというものについてはもう1度自分で以前にもらった資料を参考にさせていただくしかないといった感じがいたします。

森田議長： やはり私どもとしては、6市町村の時と4市町の時の考え方が変わっておりますから、事前に資料の添付は必要ないとしても、質問に対してのご答弁は前回言われたことと重複しますけれども、その点をお願いしたいと思います。

村田議長： 例えば環境基本計画はどのような計画であったのかといった時に、資料がなくて口頭で伝えてもらってはいくら時間があっても足りませんから、その

辺のところを事前に現況調書を見ていただく以外には方法はないのではないかと  
いうことを申し上げたまでです。冒頭で確認したことは、小委員会の役割  
についての確認事項でございましたので、小委員会の役割については確認事  
項として了承するというところでよろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

## 5 . 協議事項

村 田 議 長： 次に協議事項に入らせていただきます。協議事項(1)「平成16年度事業  
について」事務局より説明願います。

事 務 局： 協議事項(1)「平成16年度事業について」ご説明をいたします。4ペー  
ジをお開きください。事業を大別しますと、1,246項目に分けた調整方針修  
正案の検討、資料では「ア」としているところであります。次いでこの調整  
方針修正案を前提として協定書整理案の検討をいたします。資料では「イ」  
としているところであります。「ア」、「イ」それぞれについて詳細をご説明い  
たします。

「ア」の調整方針修正案の検討でございますが、検討の対象は全体で1,246  
件、本小委員会該当分で203件の案件でございます。検討手順としましては、  
1件1件を協議してきました6市町村合併協議会時の内容を引き継ぐことを  
基本とし、構成市町村の変更や状況の変化による見直し内容を専門部会・事  
務局で一覧表、お手元の資料としましては、別紙2の「調整方針修正案」と  
して用意してございますので、これをもってご協議いただくことを考えてお  
ります。会議の所要回数としては、今回を含め概ね2回程度を想定しており  
ます。

次に「イ」の協定書整理案の検討でございます。別紙4をご覧ください。  
別紙4は先の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」であります。こ  
れは「合併協定書」に記載する項目の一覧であります。合併協定書には、制  
度や事業などの方向性を具体的に盛り込んで行きたいと考えておりますが、  
その際の記載項目の選択や記載内容について、ご協議いただきたいとして、  
「協定書整理案の検討」とここで提案しております。この整理案の検討に要  
する会議の所要回数として、9月以降に2回程度を想定しています。

村 田 議 長： ただ今、事務局からの説明のありました内容について、ご質問、ご意見は  
ございませんか。

矢 野 委 員： 「合併協定項目一覧表」ですが、私どもの委員会に付託されるものの協定  
項目の整理案ということですが、私どもが担当するのはどの項目でしょうか。

事 務 局： 本日、該当項目の説明をしておりませんが、調整方針修正案が最終的に小

委員会のご審議いただいた後の作業、具体的には協定書整理案を作成する段階で該当項目についてお話しをする予定でございます。該当する項目でございますが、「08 地方税の取扱い」、「14 組織機構」、「16 付属機関等の取扱い」、「17 一部事務組合・公社等の取扱い」、「18 公共的団体等の取扱い」、「19 使用料、手数料等の取扱い」、「20 補助金・交付金等の取扱い」、「23 - 01 国民健康保険事業」、「25 その他主要な事務事業の取扱い」、「25 - 02 情報公開及び広報広聴事業」、「25 - 04 住民活動支援及び交通関連事業」、「25 - 05 ごみ・し尿処理事業」、「25 - 06 環境関連事業」、「25 - 10 保健医療事業」、「25 - 24 その他事務事業」、以上が関連項目でございますが、実は他の小委員会と関連する項目が今の項目に入っております。例えば、使用料や補助金の関係には住民生活小委員会にとどまらず、健康福祉、産業経済、教育文化の各小委員会に関連して参ります。従いまして、協定書整理案のご提案の時に再度お話をさせていただきますが、あくまでも住民生活小委員会に關係する項目を協定書整理案の中で議論していただき、他の小委員会との関連性も出てきますのでその部分は本来の議論するところは所管する小委員会になります。それぞれ参考としてお見せしながら全体のイメージをつかんでいただくということになります。ただ今、矢野委員のご指摘の点については関連する項目は以上になりますのでご了承いただければと思います。

村田議長： 協議事項（１）につきましては了承していただけますか。

（「はい。」の声）

村田議長： 協議事項（１）につきましては、了承されました。  
それでは、次に協議事項（２）に入らせていただきます。協議事項（２）  
「調整方針修正案の検討について」事務局より説明願います。

事務局： 協議事項（２）「調整方針修正案の検討について」ご説明いたします。

その前に別紙資料２の修正をお願いいたします。25 ページの左端に通番という欄があり、134 番「老人医療費助成事業」という項目がございます。この項目の右端に変更理由欄がございます。この変更理由欄の中で「白糠町（平成 15 年度）」という記載がございますが、これは「白糠町（平成 16 年度廃止予定）」に修正をお願いいたします。下の 2 行につきましては、「廃止により皆無となるため」という文章が残りますが、これは削除していただきたいと思っております。提案の修正案は別紙 2 でございますが、会議資料 4 ページに記載してある修正の考え方を基本において整理したところでございます。まずこちらをご説明申し上げます。

といたしまして合併の枠組み変更により、「方針」や「時期」、「調整内容」に影響が生じる項目を修正させていただきました。「a」として離脱町村の制度や事業に統合する予定だった項目、「b」として離脱町村の制度や事業との調整は不要になり「方針」や「時期」、「調整方針」を修正する項目、「c」と

して合併の時期を再協議することにより経過措置期間などに修正が必要となる項目、「d」として離脱町村を除いた数値や再計算した影響試算額への修正が必要となる項目を修正いたしました。

といたしまして「調整内容」における「6市町村」や「6自治体」の記述を、削除または「市町」等に修正させていただきました。

といたしまして「方針」や「時期」の区分選択の不統一を修正させていただきました。

ただ今説明させていただいた考え方によりまして、本日ご提案させていただきました203項目中182項目の調整方針修正案につきまして説明に入らせていただきます。

なお、提案につきましては、4区分に分けて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

武藤委員： 今から進められる協議の方針についてご質問いたします。4市町村合併協議会として今日からスタートするわけですが、冒頭に村田委員の方からのご挨拶の中にもございましたが、6市町村合併協議会とももちろん大きく関連を持ってこれから進めていくのですが、6市町村合併協議会は解散しており、4市町合併協議会として新たにこれから議論が始まるわけで、今の修正案の提示方法からいきますと、例えば、枠組みが6つから4つに変わったために市町村名の変更や変わった市町村の方針に合わせるものについてのみ修正をかけるというものですが、これからの4市町の議論の中で今まで議論したものがありませんけれども、やはりこの場で議論すべきであると思います。今あった182項目を全部見直すのは我々委員にとっても大変膨大な仕事ですので、今日182項目を承認された場合にでも後ほどもとに戻って議論することはできないものではないでしょうか。あるいは、これはおかしいのではないかというものが出た場合には、協議会で再提案させていただいて再度調整、あるいはここで議論することは可能でしょうか。その点をまず182項目進められる前に確認しておきます。

事務局： 調整方針修正案のご検討に際しまして、私ども事務局が考えておりました内容でございますが、武藤委員からご指摘がありましたように、6市町村合併協議会における協議は尊重する立場に立ち、その上で新たな4市町合併協議会のスタートではあります。調整項目につきましては枠組みが6つと4つの違いは仮にありますが、制度や事業の適用においては大きく変化しないもの、または先ほどご説明しましたように、離脱自治体の制度を適用して新市で行うという内容もございましたので、それぞれ1つ1つの制度を見た時に修正が必要なものは必要なものとしてご提案しているつもりでございます。従いまして、私どもといたしましては6市町村協議で調整された内容は基本的には4市町でも大きな変更はないものであろうということで整理させていただいたところでございます。その上で、この4市町の住民生活小委員会の中でこの項目について議論を深めるべき、または制度として不明な

点があった場合にもそのことをもう少し詰めて議論すべきだというご意見が出てきた場合は、小委員会の多数の合意のもとにご指摘をいただくことによって、再提案項目として事務局が引き取る、または部会で再検討ということは今考えているところでございます。

本日ご提案した内容は確かに 182 項目で膨大な量でございますが、大きな問題がないということでご承認いただいた部分については、来月の第 2 回協議会の中で全体でのご承認をいただき、その上で次の作業として協定書整理案の方の作業に入っていくというスケジュールを考えておりました。従いまして、1 度ご承認いただいた内容を、例えば 2 回目の小委員会、3 回目の小委員会で承認した項目であるけれども差し戻して欲しいということになりますと、その後に想定しているスケジュール上、既に合併協議会でも承認された内容がまた違う見解を示されるということになりますと、本協議会での確認事項は一体何だろうということになる恐れを感じておりますので、ぜひそれは避けていきたいと思っております。でき得る限り事前配布資料を最低 1 週間前にはお届けできるように事務局も努力して参りたいと思っておりますので、その中で問題点がある項目、または委員長からのご挨拶にもありましたように、1 歩 2 歩突っ込んで再度議論すべき項目ということになりますと、小委員会の合意のもと事務局に差戻しということをご希望したいと思います。

武藤委員： もう一度確認しますが、そういう流れで行くと今日承認したものは基本的に差し戻せないということですか。ということは、我々は今日 182 項目にもし問題があれば今日この場で提案すべきということでしょうか。

事務局： そのようにお願いしたいと思います。

武藤委員： 各委員はそれでよろしゅうございますか。

松岡委員： 今武藤委員がおっしゃった件で似たような例が阿寒町であるので、この辺を質問しようと思っておりました。具体的に言いますと、私の町で今月の末に臨時議会が開かれて民間団体などへの補助制度を大きく変える予定です。非常に大きく変わってくるので、仮に 4 市町が合併したと想定した中で、この制度をぜひ活かしていきたいという思いであります。阿寒町が臨時議会まで開いて審議するものですから、事務局の職員の皆さんはその情報は分っているかと思えます。そういった場合に今日協議して再協議できないということになってしまいますと、手続きとしては後に持ち越すという選択肢でも良いのではないのでしょうか。それから、再度協議できないというのではなく、やはりもう少し柔軟性を持って臨むべきではないかと思えます。私達は来年の 10 月に向けて産みの苦しみを味わらなくてはならないわけですから、これは十分に徹底した議論をするべきであって、進行が優先されるべきではありません。審議の内容が十分なのかどうかということが、優先されるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

矢野委員： よい悪いを決めるのはこの小委員会であって、過去の経過を見るとこの小委員会で決めたものを全体会議で報告して承認されれば決まるわけで、従って全体会議に出る前に小委員会でまとまるものについては、本日の小委員会だけで182項目を決めるのではなくて、次回の小委員会まで保留にしても構わないのではないかと思います。決めるものは決めて、決められないものは次回に議論した方が良くと思います。何が何でも今日182項目を承認しなくてはならないということではないのではないのでしょうか。

村田議長： 8月4日までに全部の項目を報告できなくても、異議が残るような項目については持ち越して、今残っている14項目と一緒に先送りした中で検討していただきたい項目を今日選んでいただきたいと思います。全部の協議が終わらないと報告できないというのであれば、4日の協議会では何の小委員会報告もできなくなりますが、それでは支障があるのですか。

事務局： 今、委員長からご指摘もありましたし、矢野委員からのご指摘もございました。そのことを合わせて補足説明させていただきますが、本日提案した内容を今日必ずご承認いただくとは考えておりません。審議の中でこの項目はここに疑問が残る、制度上もっと突っ込んで議論すべきではないかというご指摘のあった項目は、次回に持越しということで事務局が引き取ることとなります。そういう意味では1つ1つご審議いただくことになるのですが、その時に、矢野委員がおっしゃっていましたが、時間がなくて審議できない項目が出てきた場合は次回の審議に回すこととなります。4区分に分けて提案し承認をいただく流れでございましたが、提案した内容で異議があるものについては引き取りますが、それ以外のものはご承認をいただく流れでご審議いただきたいと考えております。従いまして、ご承認をいただいた項目のみが合併協議会に提案されるという事務手続きになりますので、全部が承認されないと協議会が運営されないという仕組みではなく、あくまでも審議の中で承認を得た項目のみを協議会に諮りますので、その辺の事務的な支障はございません。

村田議長： 若干でも異議が残ったものにつきましては、先送りをしますその辺は遠慮なく言ってください。

森田委員： あまりにもタイムリミットに合わせる会議をしようとする傾向があると思います。それから、そのために6つの時に承認したものが基本という文言で書いてありますが、これはおかしいのではないのでしょうか。4つであれば新たな視点で始めるのが当然ではないかと思います。従って、承認済みのものも何か意見があるかどうか確かめて、議事を進めていくと理解できると思います。もちろん、今日提案される項目につきましては、協議を必要とすると思いますが、そういう議事の進め方が良くと思います。

村田議長： 原則的には6市町村がなくなって、改めて4市町になったのですから本来であれば4市町の資料をもう1度出し直して進めていくべきですが、1,246項目ある中には、そこまでしなくても概ね各市町が横並びで進めてきている事業はたくさんありますので、そういう項目につきましてはせっかく6市町村の時の協議経過があるのですから、それらが無駄にしないように事務局としても進めて行こうという前提だと思います。色々な議論があれば完全燃焼させるまで議論を尽くして進めて参りたいと思っておりますので、少しでも異議がある項目については、遠慮なくそのように進めさせていただきますので、まずは4区分に分けた1区分目の説明を受けながら進めてさせていただきますしたいと思います。

小笠原委員： 別紙4の合併協定項目一覧の中で、「25-15 消費者関連事業」は他の委員会で審議されていると思うのですが、私にとってここは大変関心があります。生活者の立場で委員がどういった発言をしているかということが前回の資料には何もなかったものですが、今回他の委員会について発言するチャンスはこういうところにあるのでしょうか。

村田議長： それは全体協議会の時に質問をすると良いかと思えます。

小笠原委員： そういうチャンスがあるということですか。

村田議長： そのための全体協議会ですから、消費者問題についてどのような議論がなされたのか質問する権利があるわけです。

小笠原委員： 分かりました。

村田議長： 第1区分について説明をお願いいたします。

事務局： 本日はご提案いたします「別紙2 調整方針修正案」182項目でございますが、第1区分といたしまして、1ページ通番1から8ページの通番44まで、第2区分といたしまして、8ページの通番45から12ページの通番63まで、第3区分といたしまして、12ページの通番64から22ページの通番115まで、第4区分といたしまして、22ページの通番116から34ページの最後までとさせていただきます。

また、4市町協議欄におきまして「同左」とご提案いたしました項目につきましては、6市町村協議でご承認をいただいた「調整方針案」が4市町合併協議会の調整方針といたしましても同様の内容としてご提案できるものとして表記させていただきましたので、以下、説明を省略させていただきます。

それでは、別紙2調整方針修正案の1ページから調整内容に修正がある項目を説明させていただきます。1ページをお開きください。

( 下記の変更があった調整方針について事務局より説明 )

- 通番 2 【02 - 03 - 05 - 02】「地域温暖化防止実行計画 ( 決定 )」
- 通番 4 【06 - 01 - 01 - 01】「税も区別 ( 総括表 )」
- 通番 5 【06 - 01 - 01 - 02】「市町村税 ( 市町村別総括表 )」
- 通番 6 【06 - 01 - 01 - 03】「市町村税 ( 個人・法人 )」
- 通番 9 【06 - 01 - 01 - 06】「市町村たばこ税」
- 通番 14 【06 - 01 - 01 - 11】「使用料、手数料」
- 通番 15 【06 - 01 - 02 - 01】「個人市町村税」
- 通番 16 【06 - 01 - 02 - 02】「収納管理」  
( 「課税収納管理について」の「課税」と「について」を削除 )
- 通番 18 【06 - 01 - 02 - 04】「減免、非課税の取り扱い」  
( 「非課税法人」の「法人」を削除 )
- 通番 19 【06 - 01 - 02 - 05】「未 ( 無 ) 申告者 ( 法人 ) の取り扱い」  
( 「取り扱いについて」の「について」を削除 )
- 通番 20 【06 - 01 - 03 - 01】「法人市町村税」
- 通番 21 【06 - 01 - 03 - 02】「休業法人の取り扱い」
- 通番 22 【06 - 01 - 03 - 03】「減免、非課税法人の取り扱い」
- 通番 24 【06 - 01 - 03 - 05】「申告書の発送」
- 通番 25 【06 - 01 - 03 - 06】「法人設立届、申告書保管」
- 通番 26 【06 - 01 - 04 - 02】「固定資産税」
- 通番 29 【06 - 01 - 04 - 04】「土地鑑定評価事務」
- 通番 30 【06 - 01 - 04 - 05】「減免、非課税法人の取り扱い」
- 通番 31 【06 - 01 - 04 - 06】「固定資産税土地鑑定評価事務 ( 時点修正 )」
- 通番 33 【06 - 01 - 04 - 08】「固定資産税賦課、減免等」
- 通番 34 【06 - 01 - 04 - 09】「地積図、公図の作成」
- 通番 35 【06 - 01 - 04 - 10】「地番図の作成」
- 通番 36 【06 - 01 - 04 - 11】「公図修正」
- 通番 37 【06 - 01 - 04 - 12】「縦覧事務」
- 通番 38 【06 - 01 - 04 - 13】「国有資産等所在地市町村交付金」
- 通番 39 【06 - 01 - 04 - 15】「都市計画税」
- 通番 42 【06 - 01 - 04 - 18】「特別土地保有税有税減免、非課税法人の取り扱い」
- 通番 43 【06 - 01 - 04 - 19】「土地評価システム委託業務」
- 通番 44 【06 - 01 - 04 - 20】「固定資産税評価決定」

村 田 議 長： 事務方の皆さんに前段確認しておきたいのですが、通番 1 から 44 までの間の中で、4 市町が 44 項目までの調整内容によって不利益を被る項目はありますか。また、この調整内容によって今までよりもメリットを受ける項目はありますか。

事務局：ありません。

村田議長：税金については、どこのまちも不利益を被らない、メリットも受けないという内容です。ご質疑をお受けいたします。

森田委員：先ほど、委員長が言われたように、市町で事前に自分たちで学習していればそういう内容は分かると思います。

村田議長：事前打合せをしない町もあったものですから、委員長の方で特に配慮したつもりであります。通番44までの税金の関係につきましては、了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

村田議長：第1区分につきましてはご了承いただきました。それでは、第2区分の説明をお願いいたします。

(下記の変更があった調整方針について事務局より説明)

- 通番 45 【06 - 01 - 05 - 01】「軽自動車税」
- 通番 46 【06 - 01 - 05 - 02】「減免、非課税法人の取り扱い」
- 通番 47 【06 - 01 - 06 - 01】「市町村たばこ税」
- 通番 48 【06 - 01 - 06 - 02】「減免、非課税法人の取り扱い」
- 通番 49 【06 - 01 - 06 - 03】「課税免除」
- 通番 52 【06 - 01 - 09 - 01】「市町村別納期前納付」
- 通番 53 【06 - 01 - 09 - 02】「税収納事務事業の状況」
- 通番 54 【06 - 01 - 09 - 03】「過誤納金、還付金、還付加算金の還付及び  
充当」
- 通番 56 【06 - 01 - 09 - 05】「延滞金徴収」
- 通番 57 【06 - 01 - 09 - 06】「滞納処分、差し押さえ」
- 通番 58 【06 - 01 - 09 - 07】「口座振替」
- 通番 59 【06 - 01 - 09 - 08】「督促、催促」
- 通番 60 【06 - 01 - 09 - 09】「納税の猶予」
- 通番 61 【06 - 01 - 09 - 10】「納税組合」
- 通番 62 【06 - 01 - 09 - 11】「督促状の発送」
- 通番 63 【06 - 01 - 09 - 12】「その他主要な事務事業」

村田議長：それでは、第2区分において各市町でのメリット・デメリットがある項目について説明をお願いいたします。

税務専門部会：通番61「納税貯蓄組合」で、現在補助金の関係で白糠町と音別町の農業貯

蓄組合に補助金を出しているところですが、この部分につきましては釧路市が既に補助金制度の廃止をしております、その関係で釧路市に合わせて一応2年間で減額して白糠町と音別町の納税貯蓄組合については、3年目に補助金制度を廃止するという部会での結論を出してございます。

村田議長： その流れは4市町が合併することによって、そういう流れになったのでしょうか。それとも、既に全道・全国的にも納税組合に対する補助というのは廃止の方向なので、合併とは関係なく白糠町も音別町においてもそういった流れだったのでしょうか。

税務専門部会： この関係につきましては、阿寒町が既に廃止しております。これは財政的な問題もございまして、補助金の見直しが各市町で行われております。その中で、白糠町も補助金を削減してきておりまして、いつの時点でこの補助金をなくすかということまではいっていなかったのですが、管内の市町村におきましては、補助金の削減という問題は以前からございましたので、この関係につきましてはこの機会に補助金を廃止しようという考え方で進めて参りました。

村田議長： 分かりました。それでは、第2区分の内容についてご質問、ご意見をお受けいたします。

松岡委員： 通番50「入湯税」の関係ですが、私の住んでいる所が非常に大きく関係します。税率とは離れますけれども、今現在、阿寒町の入湯税に関しては、目的税として使い道は観光に関することに使われるということで、この内容に関しては、例えば消防関係の問題に使われているなど、入湯税を徴収している全国のまちにおいては議論されているところもあるようですが、我が町でも消防施設に使うことが本当に観光に寄与するのかどうかというような議論もされています。ここで入湯税に関して新市になった場合に、今阿寒町が持っている認識と同じ認識で良いのかどうか、そういう議論がされたのかどうか、実は私は、昨年途中からこの委員会に入ったこともありお聞きしたいと思えます。

村田議長： 51「鉱産税」につきましても釧路市の税率100分の1に対して、阿寒町の税率100分の0.7ですが、釧路市に1本化するということで阿寒町が不利益を被ることはありませんか。

税務専門部会： 通番51「鉱産税」についてご説明申し上げます。この税率につきましては、産出量によって決まっております、トン数によって100分の1、100分の0.7となっております。実際に適用されているのは、釧路市は「コールマイン」の分で100分の1、阿寒町につきましてはトン数が少ないものですから、100分の0.7という税率がそのまま出ておりますので、新市になっても同様の税率になります。

また、通番 50「入湯税」につきましては、部会の中では税率の部分でしか判断しておりませんので、その用途につきましては協議しておりません。

松岡委員： 要するに、合併して新市になって、新市の中でしかるべき期間で議論をなささいということでしょうか。それとも、このまま行くということ Understanding して良いのでしょうか。

村田議長： これは委員会の中で、松岡委員がどうしても議論が必要だということであれば、新市の中で議論する旨の但し書きをして委員会の報告にしていくと良いのではないですか。

事務局： 入湯税は目的税ですので、その目的に従って使う形になるかと思えます。その時に、例えば阿寒湖畔の振興を考えた時に、目的税と呼ばれる入湯税だけで振興が図れるのか、あるいは、一般財源として更にプラスすることも含めまして、阿寒湖畔の観光振興をどのようにしていくのかということは、別途議論をいただくことになろうかと思えます。ただ、このところでは、入湯税は目的税であってこの目的を逸しない使い方をされることは、間違いなくここでご説明できることだと思えます。

武藤委員： 今の所で疑問点があるので教えてください。私がこの議論をした時にどうだったか忘れましたが、「阿寒町の例により税率を採用する」となっております。今、現実に入湯税があるのは阿寒町だけです。他にもあるからそれは税率が違うけれども、阿寒町の税率に合わせ、阿寒町はそれを目的税としているから、目的を限って使用しているわけです。そうしますと、他の市町の中に入湯税を取っているところがあるとしますと、税率を阿寒町に合わせた上でそれを目的税とするのか、そのあたりについてお聞きします。

税務専門部会： 入湯税につきましては、阿寒町以外では釧路市で徴収しております。税率につきましては、阿寒町の方が若干安いですが、釧路市自体は「山花リフレ」と「大喜館」の2件だけであり、実際の件数としては阿寒町に比べると微々たるものであります。入湯税につきましては、ご指摘のとおり目的税として使用しておりますので、これからは若干減りますけれども同じように目的税としてこれからも使用していくつもりでございます。

村田議長： 他にございませんでしょうか。このところまでよろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

村田議長： 第2区分までは了承されました。続きまして、第3区分の説明をお願いいたします。

(下記の変更があった調整方針について事務局より説明)

- 通番 77 【14 - 01 - 03 - 06】「広域連合」
- 通番 82 【14 - 02 - 02 - 01】「施設」
- 通番 92 【15 - 04 - 01 - 01】「野生動物の保護」
- 通番 93 【15 - 04 - 02 - 01】「団体」
- 通番 95 【15 - 04 - 04 - 01】「国際ウエットランドセンター」
- 通番 112 【15 - 09 - 01 - 02】「畜犬登録」
- 通番 114 【15 - 09 - 02 - 01】「エキノコックス症媒介動物の駆除」

村田議長： 第3区分につきまして、事務方でメリット・デメリットの関係の説明をいただく部分はございませんでしょうか。

事務局： ございません。

村田議長： ここで、ごみの収集に関する項目が出てきます。これは6市町村の時も非常に焦点だったと感じているところですが、質疑はございませんか。

武藤委員： ここでの議論は6市町村時のこの委員会でもかなり議論したところですが、実は最初に私がなぜあれだけのことを言ったかと言いますと、実はこの点について個人委員として考えが変わったからです。それは枠組みが6つから4つに変更する中で、6つの時はやはり合併がどうなるかわからないという中で議論をしておりましたから、変な所で軋轢を残すよりはある程度軟着陸させるという見解である時は意見を述べています。ごみ収集体制の委託業務についてですが、強く求めるという意見もありましたが、組合との関係もあるので軟着陸させるための意見調整をしたと思いますが、今度4市町になって合併ありきで考えておりますから、その中においては、やはり経費の面で根幹に関わる部分ですので、周辺市町は委託してやっているわけですから釧路市に対して年限を限っても100%委託体制に移行する、このことによって経費の削減を図るということを強く求めます。ここは議決機関ではありませんので、年限まで限られるかどうか分かりませんが、釧路市議会でも組合の問題に関わるのであれば、そこに踏み込んででも議論していただきたいというのが私の見解でございます。

森田委員： 私も同じ意見でございます。

村田議長： この関係につきましては、委員会に先送りしまして、もう1度釧路市の実際の直営・委託の費用の資料を委員会に出していただいて調整していくということによろしいでしょうか。どの辺までこの委員会の中で踏み込んだ内容について、年限まで要望することができるのかも含めまして、事務局としてもこの小委員会なりの決定がどの程度及ぶのかについて、もしくはこの決定よりも労使協定が法的に上を行くので、ここで決めても労使協定の方を優先

するので小委員会の決定どおりにはいくかどうかといったことなども含めて、この次の委員会までに用意していただきたいと思います。この次の委員会まで先送りして十分な資料をもらって検討させていただくということによろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

村田議長： そのように取り扱いさせていただきます。その他いかがでしょうか。公衆便所については、今各町村で町内会に委託して掃除を行うなど色々な方法があるかもしれませんが、そういうことまで含めて現行どおりということですか。公衆便所は各市町にあって清掃も民間委託か町内会委託か個人委託にしているのかわかりませんが、維持管理の問題についてもそのまま新市に引き継ぐということですか。

環境専門部会： 専門部会の中で論議された中では、新市における維持管理についてどう引き継ぐかまで踏み込んだ議論はしておりません。現状ある公衆便所はそのまま新市に引き継ぐという意味で調整したものでございます。

村田議長： その調整では踏み込み方が足りないと思います。それで何らかの生計の足しにしている業者がいるのかどうか、町内会が請け負って収入にして自治活動に活用しているのかどうかはわかりませんが、その辺についても深く突っ込んだ議論が小委員会でされるべきだと思います。この問題も各自治体における維持管理方法についての資料を次回の小委員会に提出してもらって再検討することにしましょうか。

草島副議長： ごみ収集方法については、法的に問題がないか確認が必要ではないかと思えます。

環境専門部会： この調査表は公衆便所の箇所数を調べただけのものです。調査結果は釧路市も含めて非常に極少でありましたので、清掃内容までは踏み込まなかったところですが、各自治体が管理している状況であると記憶しております。

村田議長： 町内会に任せるにしても個人に清掃していただくにしても、最終的には自治体が管理することになるので、その辺の実態について次回小委員会までに調査して資料を提出してもらい、維持管理の問題まで踏み込んだ方がよいのかどうか協議していただきたいと思います。現在、ごみの収集、し尿の処理はそれぞれの町で実施していますが、受託業者は今までどおり事業が継続できるということで合併後も引き継がれると理解して良いのか、もしくは全くの白紙に戻るといったことなのか、その辺について確認しておきたいと思えます。業者にしますと死活問題ではないでしょうか。

事務局： 委員長からお求めいただきました点が小委員会でご了解いただけるのであれば、専門部会としては各自治体の施設数、それぞれの維持管理の状況等について調査したいと考えておりますので、小委員会としての取りまとめとして承認していただきたいと思えます。

村田議長： 次回小委員会まで先送りし、各自治体の施設数、それぞれの維持管理の状況等について調査資料を添付していただいて、その内容について小委員会としてどう取り扱うか協議することによろしいですか。また、受託業者であるごみの収集業者、し尿処理業者の関係については法的に問題がないのかどうかという話が草島副委員長からありましたが、その点については専門部会での協議はどのようになっていますか。

環境専門部会： ただ今の問題につきましては、再度調査すべきということで白糠町からご指摘いただいております。前回の小委員会の中である程度の内容はお答え申し上げたものと理解しておりますけれども、専門部会としては法に抵触しない限りで実施できれば良いのではないかとといった方向性を持っておりますが、文章の中で明文化することが本当に良いのかどうかという問題は残ります。この場での回答は避けさせていただきまして、後日提案させていただきたいと考えております。

事務局： ご発言の中で地域の業者をお守りしたいというお気持ちは、それはそれで汲み取らせていただくこともできますが、この項目では基本的にサービスをどうしていこうかということを中心に議論されていくものと考えております。公衆便所、し尿処理の件について、行政としてどのようにして適切にサービスを実施していくか、全般として極端な業務の変更はしない中で、業務を引き継いでいくということは、大きな枠組みの中では前提としているところでございます。地元業者を守るということを中心に入れておくべきということは私共も認識しているところですが、その辺を文章表現の中でどのように明文化できるかという点については慎重に検討したいと考えております。

村田議長： その内容については、先送りしている14項目に含まれているということですか。ごみの収集、し尿の処理問題については次回小委員会までに資料を提出してもらい、法的根拠や各自治体が適用している入札、随意契約等についての報告も合わせてお願いいたします。

矢野委員： ごみの有料化の問題が当時の議論の内容と状況が変わってきていますが、そこには触れないのでしょうか。

環境専門部会： 6市町村協議の段階では有料化にすべきという結論でありましたが、これは4市町になった場合でも基本的には変わらないことになっています。白糠

町が平成 15 年 4 月から、阿寒町が平成 8 年 4 月から、釧路市が今回の議会で議決をいただきまして来年の 4 月から有料化ということになっております。この部分につきましても、再検討して早いうちに単価を示すべきということで白糠町からご指摘をいただき、これから専門部会で議論していく段階ですので、この場での回答は差し控えさせていただきます。

村田議長： ごみの有料化の問題についても、先送りの 14 項目に含まれているということでしょうか。調整が整い次第、資料を合わせて提出していただきたいと思っております。その他にございませんか。

(「ありません。」の声)

村田議長： それでは、第 3 区分につきましてはご承認いただきました。続きまして、第 4 区分の説明をお願いいたします。

(下記の変更があった調整方針について事務局より説明)

- 通番 125 【18 - 01 - 06 - 01】「健康診査助成事業」
- 通番 127 【18 - 01 - 06 - 04】「適正受診のための啓発指導」
- 通番 128 【18 - 01 - 06 - 05】「国民健康保険事業健康づくり推進」
- 通番 130 【18 - 01 - 06 - 08】「その他保健事業」
- 通番 134 【18 - 02 - 01 - 02】「老人医療費助成事業」
- 通番 148 【21 - 03 - 01 - 03】「手数料の関係」
- 通番 155 【21 - 03 - 02 - 06】「戸籍事務協議会」
- 通番 159 【21 - 03 - 03 - 04】「住民票の写し等の夜間等交付事務」
- 通番 160 【21 - 03 - 03 - 05】「道路運送車両臨時運行許可」
- 通番 164 【21 - 03 - 05 - 02】「外国人登録受付事務」
- 通番 166 【21 - 03 - 05 - 04】「外国人登録事務協議会」
- 津版 168 【21 - 04 - 01 - 01】「補助金」
- 通番 169 【21 - 04 - 03 - 01】「交通災害共済制度」
- 通番 175 【21 - 05 - 03 - 02】「コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の運営形態の状況」
- 通番 176 【21 - 05 - 04 - 01】「補助金」
- 通番 177 【21 - 05 - 05 - 01】「その他主要な事務事業」
- 通番 181 【25 - 05 - 01 - 01】「組織」

村田議長： 第 4 区分の説明がございました。今の固定資産税の評価委員は全部で 12 名います。そうしますとそれが 3 名になるということも含めてメリット・デメリットについてご説明いただきたいと思っております。

税務専門部会： 固定資産評価審査委員会につきましては、事務局の提案の誤りを修正するものでありまして、この小委員会で決定された事項がそのまま反映されてお

ります。

村田議長： 今現在は固定資産の評価委員は12名いますが、新市になると最終的に3名しかいなくなるので、9名はこの立場を失うということになるわけですか。

税務専門部会： 全体で6名、各市町1名ですから4名と学識経験者2名の計6名ということで構成される予定ということで小委員会で調整されたと思いますが、今現在12名ですので、当然6名の方が減員になります。

住民専門部会： 通番125「健康診査助成事業」は、釧路市が脳ドック・歯科ドックの助成、釧路市と阿寒町が人間ドックの助成をしておりますので、白糠町と音別町については新たな助成がされるということでメリットがあります。通番132「国民健康保険運営協議会」について、委員構成において釧路市のみが被保険者を代表する委員の方が入っていることから、この点で新たな協議会の委員構成が変わり、地域性を考慮した中での委員の設置が求められると思いますが、専門部会としてはそこまでは議論しておりません。通番134「老人医療費助成事業」は、北海道老人医療給付特別対策事業ということで、北海道と市町村との共同事業であることから、4市町とも実施しているので特に問題ありませんが、市町独自の拡大助成を行っているのが阿寒町と白糠町です。阿寒町は平成16年度で廃止するというので既に条例改正されております。白糠町は事務事業の見直しの中で平成16年度廃止予定ということで正式には決定されておられませんので、調整方針のとおりとなりますと白糠町の住民にとって不利益となります。通番148「(住民窓口)手数料の状況」については、原価計算等をしながら最終的に手数料の額を統一しましたが、表は釧路市の手数料と全て同額となっております。白糠町は1項目を除いて全て下がりますし、阿寒町・音別町は同額あるいは一部下がるという内容になっています。通番169「交通災害共済制度」について、白糠町の制度を採用することになっておりますが、音別町では中学生までと65歳以上の方も対象に拡大助成しておりましたので、これを白糠町の制度に合わせるとなると一部の方に不利益が生じます。また、阿寒町と釧路市は制度を設けていなかったのがメリットとなります。団体の補助金関係でございますが、それぞれの補助金や交付状況には差異があります。阿寒町が今月末の臨時議会において補助制度の見直しをする条例案が提案されるということでしたが、その内容について専門部会では把握しておりませんので、これらの関連についての論議をお願いします。

村田議長： ただ今、メリットになる市町、デメリットになる市町の説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。

矢野委員： 通番169「交通災害共済制度」について、実は釧路市でも以前実施しておりましたが、加入人口の減少に加え、民間保険会社の安い保険があるという

ことから毎年赤字になっていく傾向のため、つい何年か前に廃止となった経緯があります。白糠町の制度に合わせるということですが、今民間に安くて良い保険がある中でどちらが良いとは言えませんが、釧路市が廃止した経緯を考えてみますと、再度導入することに対して理解できないところがありますので、専門部会での議論を聞かせていただきたいと思います。

それから、通番 168 の「(交通安全対策)補助金」について、各市町の組織体制や報酬額に差異があるので、その調整を合併時までにするということですが、どの程度まで話が進んでいるのか報告願いたいと思います。というのも、私共にも民間の指導委員会がありますので、どういう方向でどのように一本化すると良いのか、行政だけで進めないで現場の声を聞くためにも、その外郭団体とも協議していただきたいと思いますので、どういう状況なのか説明願います。

村田議長： 時間の関係もございますので、通番 168 と通番 169 の 2 項目については、次回の小委員会までに資料を提出してもらい、交通災害共済制度については白糠町の制度に合わせるということが良いのか悪いのか含めて協議したいと思います。交通安全の関係についても 4 市町それぞれの実情があることでしょうから、日当や助成金がどうなっているのか等について資料を出していただいて、この小委員会の中で議論を進めて行きたいと思います。通番 168 と通番 169 は先送りします。

武藤委員： 通番 134「老人医療費助成事業」について、白糠町と阿寒町が独自に行っている拡大助成は廃止の方向にあり、道の給付基準により調整することについて、これはこれで問題はないと思います。ただ、北海道老人医療給付特別対策事業がどういう方向性にあるのか、これから給付が厚くなることはないでしょうけれども、現状維持されるのか、あるいは下がってくるのではないのでしょうか。基準により調整するということになる、下がった場合には下がった調整をしていくことになりますので、今まで医療費助成を受けていた方の助成が一緒に下がってしまうことになります。基準により調整するとまで言及せずに、下がった場合は独自案も考えるというような方向性ぐらいは残しておいた方が良いと思います。道の補助の体制がどういう方向性にあるのか具体的に教えてください。

村田議長： この項目についても内容に相当のボリュームがありますから、先送りすることよろしいですか。

武藤委員： はい。もう一点お聞きします。住民活動とか町内会の助成の関係ですが、こういった項目はこの小委員会ですべて決することではなしに、各団体の方々のご意見が尊重されるべきだと考えます。団体の方々の意見調整、見解一致というものが合併時に統一されなければ、合併時において統一という方向にはならないので、その辺の各団体の調整状況も踏まえながら小委員会で議論

していかねばならないと思います。そのため意見調整の進捗状況も教えていただきたいと思います。

村田議長： 釧路市の連合町内会と各町の連合町内会が、各自治体からどれだけの助成を受けながら運営されているのか、事務局体制はどうなっているのか、それが新市になった場合にそのまま継続して助成を受けていくことができるのか、経過措置3年程度と書いてありますが、どうなっていくのか等を含めて次回の小委員会の中で突っ込んだ議論をしていきたいと思いますので、通番172の「(コミュニティ活動)補助金」も先送りすることによろしいですか。

(「はい。」の声)

村田議長： 他にも類似団体はありますか。

森田委員： 国や道からの縦割りできていて、実際にその受け皿となっているのは町内会ですからかなり類似団体があります。少し整理集約する時期ではなかろうかと思います。それに関連して補助金の問題も出てくるのではないのでしょうか。単に連合町内会だけではないと思いますので、総合的な立場で何処で検討するのかははっきりしていないということです。通番146「(住民窓口)支所等での取扱い、本庁との連絡」について、支所の機能については釧路市の例によるとされておりますが、6市町村協議に出てきた総合行政センターと支所との事務分掌が明らかになっていません。調整されているのであれば資料として提出していただきたいと思います。

村田議長： 各市町における支所が合併した時に今後どうなっていくのかという点について、参考資料として各市町の支所の数、職員の状況等を提出してもらうことも含めて次回の小委員会に先送りします。

森田委員： 通番172「補助金」につきましては、先ほど武藤委員がおっしゃられておりましたが同じ意見でございます。また、通番173「(コミュニティ活動)街路灯(防犯灯)の設置補助・維持補助の状況」についても、具体的な各市町の状況を資料として提出してください。

村田議長： 町内会活動に関する通番172と通番173の街路灯(防犯灯)の設置補助・維持補助の状況について4市町の内容について資料を整えてもらい、次回の小委員会に先送りすることによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

村田議長： 通番132「国民健康保険運営協議会」について、国民健康保険運営協議会は何名が減となって、実質的に何名になるのか教えてください。

住民専門部会： 釧路市の制度に一本化ということになりますと、メンバーは 11 名になりますので、白糠町、音別町及び阿寒町は現在 12 名です。4 市町の合計で 36 名の減となります。

村田議長： 36 名の減ということであれば、新市の委員は釧路市の人数の 11 名で良いのか、周辺の町からも何名かずつでも参加していただいて全体の委員数を増やした方が良いのかどうかという点についても、専門部会で協議は進んでいないということですか。これも次回小委員会までに資料を出してもらい、ある程度の目途をつけることにします。その他、よろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

村田議長： それでは、調整項目の第 4 区分に分けて議論をさせていただきました。事務局から先送りになった項目を教えてください。

事務局： 通番 64、通番 65、通番 115、通番 168、通番 169、通番 172、通番 173、通番 132、通番 134、通番 146、の 10 項目という理解をしております。

村田議長： 10 項目先送りいたしましたので、172 項目を承認したということよろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

村田議長： それでは、協議事項(2)「調整方針修正案について」は 172 項目について承認されました。

事務局： ただ今の承認項目数について、ご承認いただきましてありがとうございます。先ほど矢野委員からご指摘がありました合併協定項目の中の本小委員会に該当する項目はどこなのかというご質問に対して 2 つほど説明漏れがございましたので、補足説明をさせていただきます。「05 財産・基金の取扱い」、「15 行政委員会の取扱い」についても関わりがございます。

事務局： 今色々事務局の方に宿題が出されました。資料として足りない部分についてお示ししたいと思っております。ただ 1 つ、資料を出す中で委員会の中でどこまでご議論いただくかということにつきまして、他の小委員会の関係からいきますと少し感じるものがありますから、別途委員長とご相談させていただく中でご協議させていただきたいと思っております。

## 6 . 次回小委員会の開催について

村田議長： 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第4「次回開催日程について」事務局から説明を願います。

事務局： 同じく4ページをお開きください。第2回住民生活小委員会の開催でございますが、第2回目は8月23日月曜日13時30分、会場は釧路市交流プラザさいわい3階大ホールにて開催を予定しております。多忙な時期でございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思います。

村田議長： ただ今、事務局から8月23日月曜日13時30分、会場を釧路市交流プラザさいわい3階大ホールにて開催することの説明ありましたが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

村田議長： それでは、会議次第(5)「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事務局： ございません

村田議長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「なし。」の声)

村田議長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきまして全て終了いたしましたので、第1回住民生活小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午後12時18分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会 委員長（議長） 村田 仁 美

釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会 委員 松 岡 尚 幸

釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会 委員 森 田 正 男